

三鷹市新規出店者支援金



☎生活経済課 ☎0422-29-9615

商店街のにぎわい創出と活性化を図るため、市内の賃貸物件に「小売業」または「飲食業」の店舗を出店し、一定の要件を満たす事業者に対して、最大60万円を支給します。

☎7月16日(火)から申請書(市HP、同課(第二庁舎2階)で入手)を直接または郵送で「〒181-8555生活経済課」へ(先着制)



皆さんの就職を支援します



【毎月第2水曜日開催】しごとの相談窓口

就職や再就職、年金や社会保険などの個別相談会。

☎7月10日(水)午前10時～正午(11時30分まで受付)

☎三鷹産業プラザ

☎雇用保険受給者は受給資格者証、内職相談希望者(市民のみ)は本人確認書類

☎☎生活経済課 ☎0422-29-9615へ(当日参加可)

女性のための就職支援セミナー

☎わくわくサポート三鷹、市、(公財)東京しごと財団

☎7月31日(水)午後2時～4時

☎人おおむね55歳以上の求職活動中の方80人(男性も参加可)

☎所市民協働センター ☎特定社会保険労務士の山崎妙子さん

☎物雇用保険受給者は受給資格者証

☎☎必要事項(11面参照)をわくわくサポート三鷹 ☎0422-45-8645・☎0422-45-8646・☎wakuwaku@mitaka.ne.jpへ(先着制)

女性しごと応援キャラバン&個別相談会 in 三鷹 「在宅ワーク入門セミナー」 ☎保育

☎(公財)東京しごと財団

☎☎8月2日(金)①セミナー=午前10時～正午、②個別相談会=1人30分(セミナー終了後)

☎人①40人、②10人、保育(6カ月～未就学児)10人

☎所三鷹産業プラザ ☎(株)テレワークマネジメントの鶴澤純子さん

☎☎7月8日(月)から同運営事務局 ☎03-6734-1346・☎HPへ(いずれも先着制。保育は7月29日(月)正午まで)

【30～54歳】みたかミドル世代正社員チャレンジ事業

子育てなどで離職した方やパート・アルバイト等で就業中の方などの正社員就職を伴発的にサポートします。

☎人離職中または非正規雇用で働いており、正社員を目指すおおむね30～54歳の方

◆集合研修

企業の選び方や選考準備、履歴書のポイントなどのノウハウを学びます。専任のキャリアカウンセラーによる個別就職相談も実施します。

☎☎8月4日(日)、9月7日(土)、12月7日(土)

※個別就職相談はオンラインやメール、電話でも行います。

◆企業との交流会

企業の採用担当者と会って直接話ができるチャンスです。

☎☎11月25日(月)

☎☎同事業事務局 ☎050-5369-5445(平日午前10時～午後6時)・☎info@seisyainmitaka.com・☎HPへ

ふるさと納税で市内の大学を支援しませんか



☎企画経営課(市役所3階) ☎0422-29-9031

7月1日から、三鷹市へのふるさと納税の使い道に、「三鷹市大学応援寄付金」を追加しました。いただいた寄付は、市から大学へ交付金として交付し、大学が行う地域貢献や地域連携事業などに活用されます。母校や地域を応援したい皆さんからの温かいご支援をお待ちしています。

◆対象大学 国際基督教大学、杏林大学、ルーテル学院大学

◆交付金の金額 寄付金額から事務経費を除いた額の7割

☎☎ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」☎HPへ(同課窓口での申込も可。返礼品はありません)



介護保険に関するお知らせ



☎☎介護保険課①☎0422-29-9277、②☎0422-29-9275

①7月中旬に令和6年度の介護保険料の決定通知書を発送します

公的年金を年額18万円以上受給している方

原則、特別徴収(年金からの天引き)となります。

普通徴収の方

納期限(年度8回)までに金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済などで納付をお願いします。口座振替の方は、各納期限に指定口座から引き落とされます。

◆65歳以上で低所得の方へ—市独自の保険料軽減制度

次のすべての条件に該当する方は、申請により保険料が軽減されます。詳しくは通知書に同封のリーフレットをご確認ください。

- 介護保険料の所得段階が第1～3段階(生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入所者を除く)
- 前年中の収入が第1段階は80万円、第2・3段階は160万円以下(世帯1人につき60万円を加算)
- 自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない
- 200万円(2人以上の世帯は400万円)を超える預貯金などの資産を所有していない
- 住民税が課税されている方の扶養を受けていない

☎☎7月16日(火)～30日(火)に必要書類を同課(市役所1階11番窓口)へ

災害などで納付が困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは同課☎0422-29-9277へお問い合わせください。

②7月下旬に介護保険負担割合証を発送します

要介護・要支援認定を受けている方と総合事業対象の方に、8月以降の利用者負担割合(1～3割)が記載された「介護保険負担割合証」を発送します。介護保険サービスを利用する際は、必ずケアマネジャーとサービス提供事業者に提示してください。

